

自衛隊における感染症対策に関する訓令を次のように定める。

平成11年3月31日防衛庁訓令第27号

防衛庁長官 野呂田芳成

自衛隊における感染症対策に関する訓令

改正 平成16年 2月 9日庁訓第 2号
平成18年 3月 27日庁訓第12号
平成19年 1月 5日庁訓第 1号
平成19年 3月 30日省訓第31号
平成20年 5月 9日省訓第38号
平成23年 1月 31日省訓令第 3号
令和 元年 5月 31日省訓第 5号

(趣旨)

第1条 自衛隊における感染症対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）の規定に基づくもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訓令感染症 感染症法第6条に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症、4類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症、感染症法第12条第1項第2号に規定する感染症並びにこの訓令に定める感染症対策を実施する必要がある感染症として別に防衛大臣が指定するものをいう。
- (2) 部隊等 防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第331号。以下「健康管理訓令」という。）第2条第2号に規定する施設等機関（防衛研究所を除く。）並びに同条第5号に規定する部隊及び機関をいう。
- (3) 駐屯地司令等 防衛大学校長、防衛医科大学校長、駐屯地司令、海上自衛隊の衛生隊長、沖縄基地隊司令、航空基地隊司令、海上自衛隊第1術科学学校長及び基地

司令並びに外国の領域で活動する自衛隊の部隊にあつてはその部隊の長をいう。

- (4) 健康管理者 健康管理訓令第2条第2号に規定する者（防衛研究所長を除く。）及び同条第5号に規定する者をいう。

(医師の通報)

第3条 自衛隊において勤務する医師は、訓令感染症の患者である隊員を診断したとき、又は次条第3項の通報を受けたときは、直ちに別記様式第1、別記様式第2又は別記様式第3により、当該隊員が所属する部隊等の健康管理者に通報しなければならない。

- 2 前項の医師は、通報後の経過を遅滞なく別記様式第1、別記様式第2又は別記様式第3により、前項の健康管理者に通報しなければならない。

(受診及び隊員の報告等)

第4条 訓令感染症の患者である隊員又はその疑いがある隊員は、速やかに医師の診断を受けるものとする。

- 2 前項の隊員は、診断の結果訓令感染症であるとされたときは、直ちにその旨を所属する部隊等の健康管理者に報告するものとする。

- 3 部外医療機関において前項の訓令感染症であると診断された隊員は、自衛隊において勤務する医師へ通報するものとする。

(駐屯地司令等への通報)

第5条 健康管理者は、第3条第1項の通報又は第4条の報告を受けたときは、直ちに駐屯地司令等に通報しなければならない。また、通報に際しては第3条第1項の通報の写しを添付するものとする。

- 2 前項に規定する健康管理者の通報を受けた駐屯地司令等は、発生した感染症が自衛隊の施設にまん延するおそれがあると認める場合には、遅滞なく当該健康管理者以外の健康管理者に通報しなければならない。

- 3 第1項の規定により通報した健康管理者は、その後の経過を遅滞なく駐屯地司令等に通報しなければならない。また、経過の通報に際しては第3条第2項の経過の通報の写しを添付するものとする。

- 4 健康管理者は、前条第2項の報告を受けたときは、直ちに報告を行った隊員に対し、前条第3項の通報すべき自衛隊において勤務する医師を示すものとする。

(防衛大臣への報告)

第6条 前条第1項に規定する健康管理者の通報を受けた駐屯地司令等は、訓令感染症のうち感染症法第6条に規定する1類感染症、2類感染症、3類感染症、4類感染症

、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症にあつては直ちに前条第1項の通報の写しを添付した上で順序を経て、防衛大臣に報告しなければならない。

2 前条第1項に規定する健康管理者の通報を受けた駐屯地司令等は、前項以外の訓令感染症にあつては遅滞なく第5条第1項の通報の写しを添付した上で順序を経て、防衛大臣に報告するものとする。

3 前2項の規定により報告した駐屯地司令等は、その後の経過を、遅滞なく第5条第3項の経過の通報の写しを添付した上で順序を経て、防衛大臣に報告するものとする。

4 前3項の規定により、駐屯地司令等から報告を受けた陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長は、関係する他の統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長へ第5条第1項の通報の写し若しくは第5条第3項の経過の通報の写しを送付するものとする。

(報告において防衛大臣が定める事項)

第7条 第3条、第5条及び第6条に定めるもののほか、訓令感染症の患者が発生した場合において特に配慮が必要な事項は、別に防衛大臣が定める。

(助言)

第8条 第5条第1項の規定により通報した健康管理者又は同条第2項の規定により通報を受けた健康管理者は、駐屯地司令等に対し、感染症のまん延を防止するために必要な対策に関し助言を求めるものとする。

2 前項の助言を求められた駐屯地司令等は、必要な助言を行わなければならない。

(臨時の健康診断等の実施)

第9条 健康管理者は、前条第2項の必要な助言に基づき健康管理訓令第10条第1項の規定による臨時の健康診断及び第21条第1項の規定による予防接種等その他部隊等における感染症のまん延を防止するために必要な措置を速やかに行わなければならない。

2 健康管理者は、前項の措置の実施について駐屯地司令等に対し、協力を求めることができる。

3 前項の協力を求められた駐屯地司令等は、業務上特別の支障のない限り、その求めに応じなければならない。

4 この訓令及び健康管理訓令に定めるもののほか訓令感染症の患者が発生した場合において特に必要な措置その他必要な事項は、別に防衛大臣が定める。

(他の健康管理者の協力)

第10条 健康管理者は、感染症のまん延を防止するために必要な措置を行うに際して必要があると認めるときは、他の健康管理者の協力を求めることができる。

2 前項の協力を求められた健康管理者は、業務上特別の支障のない限り、その求めに応じなければならない。

(感染症に関する記録及び報告)

第11条 駐屯地司令等は、感染症の発生の状況及びまん延を防止するために行った措置については、適正にこれを記録し、保存するとともに、別記様式第4による感染症発生報告書を年度ごとに取りまとめ、翌年度の6月末日までに順序を経て、防衛大臣に提出しなければならない。

(委任規定)

第12条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛大学校長、防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。

附 則 (抄)

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 自衛隊における伝染病予防に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第37号）は、廃止する。

附 則 (平成16年2月9日庁訓第2号)

- 1 この訓令は、平成16年2月9日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号)

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日省訓第31号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月9日省訓第38号)

この訓令は、平成20年5月12日から施行する。

附 則 (平成23年1月31日省訓第3号)

- 1 この訓令は、平成23年2月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の自衛隊における感染症対策に関する訓令別記様式第1及び別記様式第4並びに第2条の規定による改正前の捕虜収容所処遇細則別記様式第2号の用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則 (令和元年5月31日省訓第5号)

- 1 この訓令は、令和元年5月31日から施行する。

2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

別記様式第 1

感染症発生報告
(1 類感染症～4 類感染症 (結核を除く)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症用)

殿

自衛隊における感染症対策に関する訓令 (平成 11 年防衛庁訓令第 27 号) 第 3 条の規定により、以下のとおり通報する。

通報年月日 (令和 年 月 日)
 医師氏名 _____
 医師所属部隊等名 _____
 発生部隊等名 _____
 当該部隊等の現員 _____ 名
 届出保健所 _____

1 性別	2 診断時の年齢	3 患者階級
男 ・ 女	歳	
4 患者住所 (営内外)	5 入院した場合の医療機関名	
営内 ・ 営外		
6 発見の動機	7 感染症法上の分類	
	1 類 ・ 2 類 ・ 3 類 ・ 4 類 ・ 新型インフルエンザ等 ・ 指定 ・ 新	

<p>8 病名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エボラ出血熱 ・ クリミア・コンゴ出血熱 ・ 痘そう ・ 南米出血熱 ・ ペスト ・ マールブルグ病 ・ ラッサ熱 ・ 急性灰白髄炎 ・ ジフテリア ・ 重症急性呼吸器症候群 (SARS) ・ 鳥インフルエンザ (H5N1) ・ コレラ ・ 細菌性赤痢 ・ 腸管出血性大腸菌感染症 ・ 腸チフス ・ パラチフス ・ E 型肝炎 ・ A 型肝炎 ・ 黄熱 ・ Q 熱 ・ 狂犬病 ・ 炭疽 ・ 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く。) ・ ボツリヌス症 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B ウイルス病 ・ 鼻疽 ・ ブルセラ症 ・ ベネズエラウマ脳炎 ・ ヘンドラウイルス感染症 ・ 発しんチフス ・ ライム病 ・ リッサウイルス感染症 ・ リフトバレー熱 ・ 類鼻疽 ・ レジオネラ症 ・ レプトスピラ症 ・ ロッキー山紅斑熱 ・ 新型インフルエンザ等感染症 ・ その他 () <p>9 診断方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原検査 (検体) <li style="padding-left: 20px;">(方法) <li style="padding-left: 20px;">(型) ・ 血清学的検査 (検体) <li style="padding-left: 20px;">(方法) <li style="padding-left: 20px;">(型) ・ 臨床決定 ・ その他 () <p style="text-align: right;">(該当するもの全てに記載すること)</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・マラリア a) 三日熱 b) 四日熱 c) 卵型 d) 熱帯熱 e) 不明 ・野兔病 ・ウエストナイル熱 ・エキノコックス症 ・オウム病 ・オムスク出血熱 ・回帰熱 ・キャサヌル森林病 ・コクシジオイデス症 ・サル痘 ・腎症症候性出血熱 ・西部ウマ脳炎 ・ダニ媒介脳炎 ・チクングニア熱 ・つつが虫病 ・デング熱 ・東部ウマ脳炎 ・ニパウイルス感染症 ・日本紅斑熱 ・日本脳炎 ・ハンタウイルス肺症候群 	1 0 症状
	・有
・無	
1 1 発病年月日	
令和 年 月 日	
1 2 初診年月日	
令和 年 月 日	
1 3 診断（検案※）年月日	
令和 年 月 日	
1 4 感染したと推定される年月日	
令和 年 月 日	
1 5 死亡年月日※	
令和 年 月 日	

1 6 推定される感染地域・感染原因・感染経路
<ul style="list-style-type: none"> ・最近数年間の主な居住地 a) 日本国内 b) その他（ ） c) 不明 ・推定される感染地域 a) 日本国内 b) その他（ ） c) 不明 ・病原体や媒介動物等との接触または生息場所での活動 a) あり（ ） b) なし c) 不明 ・推定される感染原因・感染経路 （ ） ・同疾患または同様の症状の者の発症 a) 同居者にいる b) 同じ職場や学校等にいる c) その他（ ） d) いない
1 7 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項
<ul style="list-style-type: none"> ・防疫実施の見通し ・続発の見通し ・治療概要

注： 1, 4, 7, 8, 10, 16 欄は該当するものを○で囲み、2, 3, 5, 6, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 17 欄は年齢・年月日等を記入すること。※欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

この届出は診断後直ちに行ってください。

別記様式第2

感染症発生報告
(感染症法第12条第1項第2号に規定する感染症(後天性免疫不全症候群を除く)用)

殿

自衛隊における感染症対策に関する訓令(平成11年防衛庁訓令第27号)第3条の規定により、以下のとおり通報する。

通報年月日(令和 年 月 日)
 医師氏名 _____
 医師所属部隊等名 _____
 発生部隊等名 _____
 当該部隊等の現員 _____ 名
 届出保健所 _____

1 性別	2 診断時の年齢	3 患者階級
男 ・ 女	歳	
4 患者住所 (営内外)	5 入院した場合の医療機関名	
営内 ・ 営外		
6 発見の動機		

<p>7 病名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメーバ赤痢 ・ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く) <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">(a) B型</td> <td style="border: none;">(b) C型</td> <td style="border: none;">(c) D型</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(d) F型</td> <td colspan="2" style="border: none;">(e) その他 ()</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border: none;">(f) 不明</td> </tr> </table> ・急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く) ・クリプトスポリジウム症 ・クロイツフェルト・ヤコブ病 <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">(a) 孤発性CJD</td> <td style="border: none;">(b) 家族性CJD</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(c) 新変異型CJD</td> <td style="border: none;">(d) GSS</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">(e) FFI</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">(ア) 確実 (イ) ほぼ確実 (ウ) 疑い</td> </tr> </table> ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症 ・ジアルジア症 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・先天性風しん症候群 ・梅毒(無症候性病原体保有者を含む) <table style="border: none; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">(a) 早期顕症梅毒 (ア. I期 イ. II期)</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(b) 晩期顕症梅毒</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(c) 無症候梅毒</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(d) 先天梅毒</td> </tr> </table> ・破傷風 	(a) B型	(b) C型	(c) D型	(d) F型	(e) その他 ()		(f) 不明			(a) 孤発性CJD	(b) 家族性CJD	(c) 新変異型CJD	(d) GSS	(e) FFI		(ア) 確実 (イ) ほぼ確実 (ウ) 疑い		(a) 早期顕症梅毒 (ア. I期 イ. II期)	(b) 晩期顕症梅毒	(c) 無症候梅毒	(d) 先天梅毒	<p>8 診断方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病原検査(検体 _____) (方法 _____) (型 _____) ・血清学的検査(検体 _____) (方法 _____) (型 _____) ・臨床決定 ・その他 (_____) (該当するもの全てに記載すること) <p>9 症状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有 _____ ・ 無 _____ <p>10 発病年月日 令和 年 月 日</p> <p>11 初診年月日 令和 年 月 日</p> <p>12 診断(検案※)年月日 令和 年 月 日</p>
(a) B型	(b) C型	(c) D型																				
(d) F型	(e) その他 ()																					
(f) 不明																						
(a) 孤発性CJD	(b) 家族性CJD																					
(c) 新変異型CJD	(d) GSS																					
(e) FFI																						
(ア) 確実 (イ) ほぼ確実 (ウ) 疑い																						
(a) 早期顕症梅毒 (ア. I期 イ. II期)																						
(b) 晩期顕症梅毒																						
(c) 無症候梅毒																						
(d) 先天梅毒																						

<ul style="list-style-type: none"> ・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・バンコマイシン耐性腸球菌感染症 ・麻しん ・風しん 	1 3 感染したと推定される年月日
	平成・令和 年 月 日
	1 4 死亡年月日※
	令和 年 月 日

1 5 推定される感染地域・感染原因・感染経路	
<ul style="list-style-type: none"> ・最近数年間の主な居住地 a) 日本国内 b) その他 () c) 不明 ・推定される感染地域 a) 日本国内 b) その他 () c) 不明 ・病原体や媒介動物等との接触または生息場所での活動 a) あり () b) なし c) 不明 ・推定される感染原因・感染経路 () ・同疾患または同様の症状の者の発症 a) 同居者にいる b) 同じ職場や学校等にいる c) その他 () d) いない 	
1 6 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・防疫実施の見通し ・続発の見通し ・治療概要 	

注： 1, 4, 7, 9, 15 欄は該当するものを○で囲み、2, 3, 5, 6, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 16 欄は年齢・年月日等を記入すること。※欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

この届出は診断から直ちに行ってください。

別記様式第3

感染症発生報告（結核用）

殿

自衛隊における感染症対策に関する訓令（平成11年防衛庁訓令第27号）第3条の規定により、以下のとおり通報する。

通報年月日（令和 年 月 日）
 医師氏名 _____
 医師所属部隊等名 _____
 発生部隊等名 _____
 当該部隊等の現員 _____ 名
 届出保健所 _____

1 性別	2 診断時の年齢	3 患者階級
男 ・ 女	歳	
4 患者住所（営内外）	5 入院した場合の医療機関名	
営内 ・ 営外		
6 発見の動機		
a) 定期健康診断 b) 臨時健康診断（ ） c) 自覚症状（ ）で医療機関受診（ ） d) その他		
7 病名		
8 症状・検査所見等		
<ul style="list-style-type: none"> ・ X線所見 I型 ・ II型 ・ III型 ・ その他（肺門リンパ節腫脹・滲出性胸膜炎・ ） ・ 排菌 塗抹： +（ ）（ ）号 ・ - ・ 不明 検体の種類： 喀痰・気管支洗浄液または経気管支肺生検・その他（ ） 培養： + ・ - ・ 不明 ・ 検査中 PCR： + ・ - ・ 不明 ※肺結核で菌検査不明（未実施）の場合は、その理由を余白に記載すること。 ・ ツベルクリン反応： 強陽性 ・ 陽性 ・ 陰性 ・ 生活の規正： A 業務あるいは学業を休む必要のあるもの B 業務あるいは学業に制限を加える必要のあるもの C 業務あるいは学業をほぼ正常に行ってよいもの D 全く正常生活でよいもの ・ せきの持続期間： 約 〇ヶ月（令和 年 月頃から） ・ その他 		
9 発病年月日	10 初診年月日	
令和 年 月 日	令和 年 月 日	
11 診断（検案※）年月日	12 死亡年月日※	
令和 年 月 日	令和 年 月 日	
13 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫実施の見通し ・ 続発の見通し ・ 治療概要 		

注： 1， 4， 6， 8欄は該当するものを○で囲み、2， 3， 5， 7， 9， 10， 11， 12，

1 3 欄は年齢・年月日等を記入すること。※欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

この届出は診断から直ちに行ってください。

(参照)

◎ X線所見

I 型： 広汎空洞型 —— 空洞あり

空洞面積の合計が一侧の第二肋骨前端上縁を通る水平線より上の肺野の面積を越し肺病変の広がり合計が一侧肺に達するもの

II 型： 非広汎空洞型 —— 空洞あり 上記 I に該当しないもの

III 型： 不安定非空洞型 —— 空洞なし 不安定な肺病変があるもの

その他： 肺門リンパ節腫脹 滲出性胸膜炎

別記様式第4

令和 年度 感染症発生報告書

隊員数 名

報告機関名 _____

	患者数	死亡者数	集団感染件数		患者数	死亡者数	集団感染件数
エボラ出血熱				オウム病			
クリミア・コンゴ出血熱				オムスク出血熱			
痘そう				回帰熱			
南米出血熱				キャサヌル森林病			
ペスト				コクシジオイデス症			
マールブルグ病				サル痘			
ラッサ熱				腎症候性出血熱			
急性灰白髄炎				西部ウマ脳炎			
ジフテリア				ダニ媒介脳炎			
重症急性呼吸器症候群 (SARS)				チクンクニア熱			
鳥インフルエンザ (H5N1)				つつが虫病			
コレラ				デング熱			
細菌性赤痢				東部ウマ脳炎			
腸管出血性大腸菌感染症				ニパウイルス感染症			
腸チフス				日本紅斑熱			
パラチフス				日本脳炎			
E型肝炎				ハンタウイルス肺症候群			
A型肝炎				Bウイルス病			
黄熱				鼻疽			
Q熱				ブルセラ症			
狂犬病				ベネズエラウマ脳炎			
炭疽				ヘンドラウイルス感染症			
鳥インフルエンザ (H5N1) を除く)				発しんチフス			
				ライム病			
				リッサウイルス感染症			
				リフトバレー熱			
				類鼻疽			

ボツリヌス症				レジオネラ症			
マラリア				レプトスピラ症			
野兔病				ロッキー山紅斑熱			
ウエストナイル熱				新型インフルエ			
エキノコックス症				ンザ等感染症			

結核	隊員数 (A)	新登録 患者数 (B)	罹患率 (10万対) $B/A \times 10万$	菌陽性肺結 核患者数 (C)	罹患率 (10万対) $C/A \times 10万$	死亡者数	集団感 染件数
20歳未満							
20～29歳							
30～39歳							
40～49歳							
50歳以上							
合計							

	患者数	死亡者数	集団感染件数
アメーバ赤痢			
ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型 肝炎を除く)			
急性脳炎 (ウエストナイ ル脳炎、西部ウ マ脳炎、ダニ媒 介脳炎、東部ウ マ脳炎、日本脳 炎、ベネズエラ ウマ脳炎及びリ フトバレー熱を 除く)			
クリプトスポリジ ウム症			
クロイツフェルト・ヤ コブ病			
劇症型溶血性レン サ球菌感染症			
ジアルジア症			
髄膜炎菌性髄膜炎			
先天性風しん症候 群			
梅毒 (無症候性病原体 保有者を含む)			

	患者数	死亡者数	集団感染件数
破傷風			
バンコマイシン 耐性黄色ブドウ 球菌感染症			
バンコマイシン 耐性腸球菌感染 症			
麻しん			
風しん			